

GIDWR 岐阜県感染症発生動向調査週報

2016 年第 35 週
(8/29~9/4)

Gifu Infectious Diseases Weekly Report 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

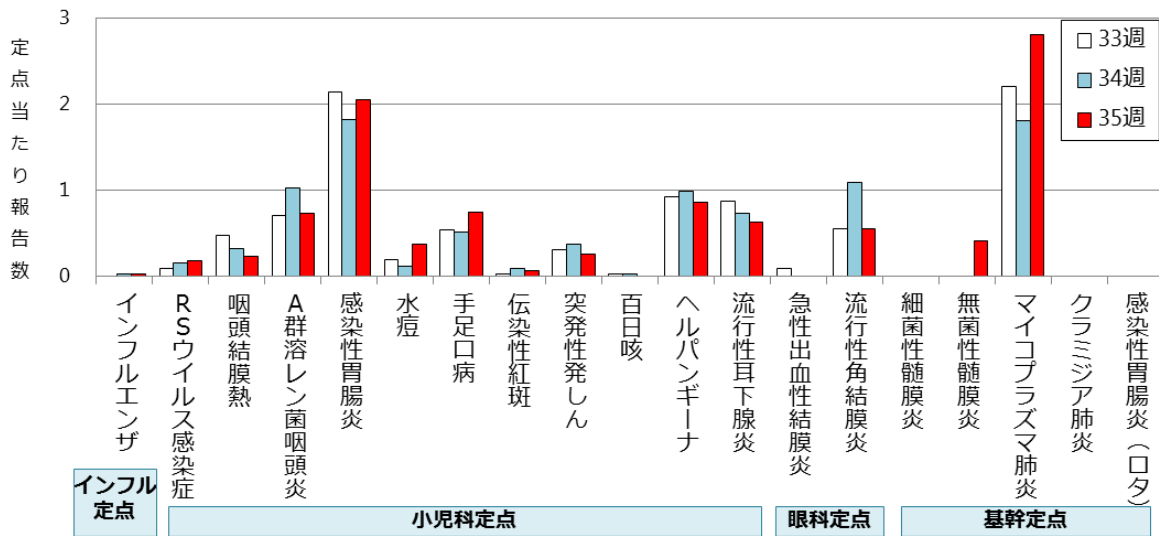
- ◇ マイコプラズマ肺炎が西濃、飛騨保健所管内で多数報告されています。
- ◇ 全国で麻疹患者の報告が増えています。 →トピックス

■ 定点把握対象疾患（インフルエンザ 定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所）

● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

	疾患名	保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	なし	—
注意報レベル	なし	—

● 直近 3 週の比較



■ 全数把握対象疾患

● 今週届出分

- 1 類感染症：なし
- 2 類感染症：結核 12 例
- 3 類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 1 例 (O157)
- 4 類感染症：E 型肝炎 1 例、レジオネラ症 1 例
- 5 類感染症：アメーバ赤痢 3 例、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 1 例
クロイツフェルト・ヤコブ病 1 例

● 2016 年累計

1 類感染症	なし			
2 類感染症	結核	304 例		
3 類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	33 例		
4 類感染症	E 型肝炎	2 例	デング熱	2 例
	A 型肝炎	1 例	マラリア	1 例
	つつが虫病	1 例	レジオネラ症	24 例
5 類感染症	アメーバ赤痢	9 例	侵襲性髄膜炎菌感染症	3 例
	ウイルス性肝炎	1 例	侵襲性肺炎球菌感染症	34 例
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	8 例	水痘（入院例に限る）	5 例
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2 例	梅毒	19 例
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	4 例	播種性クリプトコックス症	3 例
	後天性免疫不全症候群	16 例	風しん	2 例
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1 例		

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターの HP をご覧ください。

感染症発生動向調査週報 (IDWR) <http://www.nih.go.jp/niid/ja/idwr.html>

■トピックス

《麻しん》

◆ 全国で麻しん患者の報告が増えています

7月下旬以降、全国で相次いで麻しん患者が報告されています。

関西空港（大阪府）では、8月17日に最初の麻しん患者が確認されてから、9月7日までに、空港職員33人とその接触者2人の感染が確認されています。

また、千葉市では8月14日に幕張メッセのコンサートに、東京都では8月26日に立川市で開催されたアニメイベントに、それぞれ別の麻しん患者が参加していたことがわかり、注意を呼びかけています。

麻しんを発症した人が周囲に感染させる期間は、症状が現れる1日前（発疹出現の3～5日前）から発疹出現後4～5日目くらいまでで、感染力が最も強いのは、発疹出現前のカタル期（発熱、せき、鼻水、眼球結膜の充血などの症状を呈す）です。麻しん患者が、感染性を有する時期に、空港やイベント会場等人が多く集まる場所に向かうことにより、不特定多数の人への感染拡大が心配されています。

◆ 麻しんの予防接種歴を確認し、未接種者は接種の検討を

麻しんの感染力は極めて強く、麻しんに対する抗体を持たない人がウイルスに暴露されると90%以上が感染・発症するとされています。そのため、これまでに麻しんの予防接種を1回も受けたことのない人は注意が必要です。

麻しんの予防接種歴を確認し、未接種者はかかりつけ医に相談し、接種することをご検討ください。特に、医療従事者・学校関係者・保育福祉関係者、不特定多数の人と接する職業の方、海外渡航予定者など、感染するリスクが高い方や感染した場合の周りへの影響が大きい方は、予防接種を受けることが推奨されます。

◆ 医療機関の皆様へ

現在のところ、県内での麻しん患者の発生報告はありませんが、第34週までに全国では41例の患者報告がありました。

今後、県内の医療機関にも麻しん患者が受診する可能性を考慮し、発熱や発疹を呈する患者が受診した際は、渡航歴、発熱・発疹患者との接触歴、予防接種歴を確認し、麻しんの発生を意識した診療をお願いします。また、麻しんと診断した場合は、直ちに最寄りの保健所に届出を行うとともに、麻しんウイルスのPCR検査へのご協力をお願いします。

★ 麻しんとは

麻しんウイルスの感染による発熱、発疹を特徴とする全身感染症です。約10日の潜伏期の後、発熱・咳・鼻水などかぜのような症状が出て、2～3日熱が続いた後、高熱と発疹が現れます。肺炎や脳炎、感染後数年経過してから発症する亜急性硬化性全脳炎など重篤な合併症を起こすこともあり、ワクチンによる予防が重要な感染症です。

★ 感染症法における取扱い

麻しんは、感染症法において5類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は、直ちに保健所に届け出なければなりません。

また、麻しんの届出をされた場合は、県または岐阜市においてPCR検査を実施しています。

届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。（保健医療課 HP）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-kijun.html>

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>